

知多都市計画地区計画の変更（武豊町決定）

都市計画石曾根地区計画を次のように変更する。

名称		石曽根地区計画					
位置		知多郡武豊町大字東大高字池田、字石曽根、字北浜田、字砂畑、字知里付、字塚原、字中浜田、字本田の各一部					
面積		約 4.83ha					
地区計画の目標		本計画は、本地区の良好な住環境の創出に向け、未接道敷地を解消し、有効な土地活用を図ることを目標とする。					
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針		本地区は、既存の戸建て住宅や未接道敷地の解消後の宅地開発による住宅を中心とした良好な環境の維持、向上を図る。				
	地区施設の整備の方針		地区内道路を整備し、未接道敷地の解消を図る。地区住環境の向上を図るため公園を整備する。				
	建築物等の整備の方針		建築物等は本計画の目標の実現のため、壁面の位置の制限と壁面後退区域における工作物の設置の制限を行う。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置	備考
			道路1号	6.5m	約 190m	計画図表示のとおり	新設
			道路2号	6.0m	約 400m		
			道路3号		約 70m		
			道路4号		約 50m		
			道路5号		約 20m		
			道路6号		約 20m		
		道路7号	2.0m (4.0m)	約 260m	拡幅 ()は道路幅員構成		
		公園	名称	面積		配置	備考
	公園1号		約 0.04ha		計画図表示のとおり		

地区整備計画	建築物等に関する事項	位置の制限 建築物の壁面の	建築物の外壁（出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）は地区施設に位置付けられた道路2号、道路3号、道路4号、道路5号及び道路6号内にあってはならない。
		工作物の設置の制限 壁面後退区域における	壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設に位置付けられた道路2号、道路3号、道路4号、道路5号及び道路6号となる部分には、塀、柵、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

適正な土地利用、道路の整備等により、居住環境の向上を図るため、地区計画を定めるものである。